公益財団法人国際エメックスセンター若手研究者活動支援制度設置要綱

ＥＭＥＣＳ要綱第32号
施行令和２年４月１日

(設置)
第１条　公益財団法人国際エメックスセンター（以下「エメックスセンター」という。）では、閉鎖性海域の環境保全の研究に取り組む若手研究者を育成支援するため、公益財団法人国際エメックスセンター若手研究者活動支援制度を設置する。

(目的)
第２条　エメックスセンターは国際的かつ学術的な交流を推進し、調査研究の実施・活動に対する支援を行うことにより、閉鎖性海域の環境保全および自然との持続可能な共生社会の構築に寄与することを設立の趣旨としている。本事業では、閉鎖性海域の環境保全に資する研究に取り組む優れた若手研究者を育成支援するため、助成金制度を設置することを目的とする。なお、この助成金を獲得した研究者は、その研究成果をもとに、エメックスセンターを核として、国等の上位の研究助成金の獲得に努めるものとする。

(募集方法)
第３条　原則として公募により募集する。研究内容、募集期間、応募方法等の必要な事項は、年度ごとに策定する募集要領に記載する。

(助成対象者)
第４条　助成対象者は、次に掲げる国内の研究機関等に所属する若手研究者（以下「研究者」という。）とする。
（１）地方公共団体の試験研究・技術開発機関
（２）学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校及びその附属研究・技術開発機関
（３）独立行政法人の試験研究・技術開発機関
（４）その他の非営利法人（研究・技術開発に関する業務を行うものに限る。）

(研究対象課題)
第５条　国際的視野からの閉鎖性海域の環境保全に資する研究とし、毎年、募集にあたって重点とする研究課題を設定するものとする。

(助成額)
第６条　原則として１件あたり３００万円を限度とし、審査により助成額を決定する。

(助成期間)
第７条　助成期間は、助成決定年度の４月１日からその年度３月末日までとし、この期間に調査研究の成果が得られるものとする。なお、助成決定通知日以前であっても、助成期間内の研究については、助成対象とする。
２　助成期間は原則単年度とするが、審査の上、発展が見込まれると判断される研究について

は、最大３年間、同一テーマでの継続を認める。ただし、研究助成制度が存続する期間に限る。また、研究対象課題を変更することもある。

（申請手続き）

第８条　研究者は、年度ごとに策定する募集要領に定める事項に十分留意の上、申請書に所要事項を記載し、募集期間内にエメックスセンターに申請するものとする。

（選考）

第９条　研究助成の申請課題にかかる選考は、エメックスセンターの研究員会議において行うものとする。また、選考にあたっては、学術的・社会的必要性、研究内容の独創性、実現性、経費用途の適正などをもとに評価するものとする。

（決定および通知）

第１０条 理事長は、研究員会議の検討結果をもとに研究助成課題・採択条件及び助成額の決定を行い、申請した研究者に採択通知書を送付する。なお不採択となった申請者にも、その旨の通知を行う。

（助成金の交付）

第１１条 助成の採択通知を受けた申請者（以下「採択者」という。）は、エメックスセンターに助成金の採択額に基づき、エメックスセンターと協議のうえ、所要経費を再積算し申請する。なお、採択者は、採択条件等に合致しない場合、助成を辞退することができる。

２ エメックスセンターは、採択者からの所要経費の申請を審査し、交付決定を通知する。

３ 助成金は、年度ごとに策定する募集要領に示した研究に直接必要な費用のみが対象であり、助成期間中に当該研究において使用されたことを証明できるものに限るものとする。

４ 助成金の交付は、原則として採択者の所属する機関に対して行うものとする。

５ 所属する機関等において、助成金を寄付金扱いに希望する場合は、所属機関所定の様式に必要事項を記入の上、交付決定後に通知する期限内に提出すること。また、「研究期間中に採択者が他大学等への転出・退職等により所属機関において寄付目的を遂行することができない場合は、所属機関が寄付金を転出先に移しかえる又はエメックスセンターに返還する。」の内容を追記すること。（なお、寄付金については、本研究に限ったものであり、所属機関の教育活動等の経費を充当することは認めない。）

６ 助成金の所要経費承認時に、採択者の請求に基づき助成金の２分の１を概算払いできるものとする。

7 エメックスセンターは、第7条の２で述べた研究については、毎年度研究終了報告による研究成果及び助成金使途に基づき助成額を確定し、採択者に通知するとともに、助成金を交付する。

第１２条 交付決定の通知を受けた採択者（以下「助成対象者」という。）は、後に調査研究の進捗に支障が生じた場合は速やかにエメックスセンターと協議すること。また、調査研究を中止しようとするときは、速やかに中止申請書を理事長に提出しなければならない。なお、助成金の概

算払いを受けている場合は、助成金をエメックスセンターに返還しなければならない。
2 助成対象者が期限までに正当な理由なく研究成果及び助成金使途の報告を行わなかった場合は、返還の請求及び交付の停止を行うものとする。
3 所要経費支出の妥当性も含め審査しているため、予定額内訳の各区分の２割を超える流用は認めない。（ただし、研究の進行状況で大幅な変更があり、事前に事務局の承諾を得た場合はこの限りではない。）

（研究報告書等）

第１３条 助成対象者は、研究の成果および助成金使途（収支明細書等）について、年度ごとに策定する募集要領で決められた日までにエメックスセンターに提出しなければならない。
2 研究計画通りに進捗できていない場合は、進捗状況とそれに対応した経費用途を明確に示さなければならない。

（研究成果の公表等）

第１４条 理事長及び研究員会議は、助成した研究の内容等について必要に応じて随時、助成対象者に対し報告（成果発表会における発表を含む）または説明を求めることがある。
2 助成対象者は、研究の成果について公表に努めるものとし、公表にあたっては、エメックスセンターの助成を受けている旨を明記するものとする。
3 助成を受けた研究について、学会等へ発表した場合は、その内容の写しをエメックスセンターへ提出するものとする。

（成果発表会）

第１５条 助成対象者は、その研究成果を、エメックスセンターが開催する成果発表会において発表しなければならない。
2 成果発表会の当日に配布する要旨集における原稿は、研究成果発表会を行った２年後に、エメックスセンターのホームページに電子データで原文のとおり掲載するため、原稿内容に修正が生じた場合（論文投稿先の変更や論文題名の変更等）、ホームページ掲載前に修正内容をセンター事務局に連絡することとする。
3 その他エメックスセンターが編集する研究論文集等への掲載等に応じなければならない。

（知的財産権等の帰属）

第１６条 研究助成を受けた研究の成果から発生する知的財産権等については、研究助成を受けた者または同者の所属する機関に帰属するものとする。

附則

本実施要綱は、令和２年４月１日から施行する。